

## 一般社団法人さいわい会費規程

### (目的)

第1条 当規程は、一般社団法人さいわい（以下「当法人」という。）定款第6条の規定に基づき、本会の会員（賛同会員を除く。以下同じ。）の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会費の額)

第2条 本会の会費は年会費制とし、会員の種類及び区分に応じて、次のとおり定めることとし、それぞれ1口の会費の額に加入口数を乗じた額とし、最低口数を1口とする。

会員の種類	会員の区分	1口の会費の額（年額）
正会員	個人	10,000円（学生は5,000円）
	団体	30,000円
賛助会員	個人	5,000円（学生は3,000円）
	団体	10,000円
特別会員	個人	3,000円（学生は1,000円）
	団体	5,000円

### (会費の納入)

第3条 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

- 2 前事業年度内に定款第7条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

### (中途入会の会費及び納入)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（5月から10月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（11月から翌年4月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 前項に規定する会費において、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 本条第1項の会費の納入は、第3条第1項の規定を準用する。

(会費口数の変更)

第5条 会員は、第2条の規定による会費口数を変更するときは、理事会において別に定める会費口数変更届を本会の代表理事に提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

2 前項の会費口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(会員種別の変更があった場合の取扱い)

第6条 正会員が、入会及び退会規程（以下「入退会規程」という。）第8条第1項の規定により賛助会員又は特別会員への会員種別の変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更後の会費を適用するものとする。

2 賛助会員が入退会規程第8条第1項の規定により正会員への会員種別の変更の届出を行い、事業年度の中途に種別変更となる場合は、第4条の規定を準用することとし、当該会費の額から賛助会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における当該会費として納入しなければならない。

3 賛助会員が入退会規程第8条第1項の規定により特別会員への会員種別の変更の届出を行い、事業年度の中途に種別変更となる場合であっても、賛助会員として既に納入している会費の返還は行わない。

4 特別会員が入退会規程第8条第1項の規定により正会員又は賛助会員への会員種別の変更の届出を行い、事業年度の中途に種別変更となる場合は、第4条の規定を準用することとし、当該会費の額から特別会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における当該会費として納入しなければならない。

(会費の免除)

第7条 当法人は、会員であって当法人の事業に顕著に貢献している個人又は団体について、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除について提案があった場合は、理事会の決議によって会費を免除するものとする。

2 前項の会費の免除は、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(会費の免除の取消し)

第8条 当法人は、前条第1項の規定により会費を免除された個人又は団体について、本会が行う事業への貢献が顕著でなくなったと判断されるものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除の取消しについて提案があった場合は、理事会の決議によって会費の免除を取り消すものとする。

2 前項の会費の免除の取消しは、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(規格外事項)

第9条 当規程に定めてない事項は、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第10条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会において行う。

附則

当規程は、一般社団法人さいわいの設立の登記の日（令和2年5月21日）から施行する。